

新城ふるさと応援隊設置要綱

(設置)

第1条 本市の豊かな自然と歴史、芸術、文化等をこよなく愛し、その魅力を広く全国に宣伝するとともに、本市の振興・発展に寄与することを目的に、新城ふるさと応援隊（以下「ふるさと応援隊」という。）を置く。

(活動内容)

第2条 ふるさと応援隊は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1)本市をこよなく愛し、その発展を真に応援してくれる人々の輪（以下「ふるさとネットワーク」という。）を全国に広げること。
- (2)自らの知識や経験を生かし、本市発展のために協力や提言をすること。
- (3)本市のイメージアップ及び産業振興に関すること。
- (4)市政推進に関する助言及び各種情報の提供に関すること。
- (5)その他、本市の活性化に関すること。

(入会資格)

第3条 ふるさと応援隊に入会できる者は、本市に愛着を持つ本市出身者又は本市にゆかりのある者で、各界で活躍している者とし、自薦他薦を問わず市の発展を真に応援してくれる者とする。また、年齢、性別、住所、職業及び国籍は問わないものとする。

2 入会した者は、新城ふるさと応援大使と称する。

(委嘱)

第4条 会員は、前条に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 会員の任期は、設けないものとする。ただし、会員本人から辞退の申し出があった場合は、市長は委嘱を解くことができる。

(報酬等)

第6条 会員に対する報酬等は、これを支給しない。ただし、会員が市長の依頼により旅行した場合には、新城市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第53号）の例により旅費を支給することができる。

2 市長は、会員の活動にあたり、本市の宣伝効果が見込まれる特色のある名刺を作成し、会員に提供するものとする。

(情報提供等)

第7条 市長は、会員に対し本市の広報活動等に必要な各種情報を提供するほか、必要に応じて、市長との意見交換及び会員相互の交流のための場を設けるもの

とする。

(庶務)

第8条 会員に関する庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月18日から施行する。